

## 小林市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小林市国民健康保険税条例（平成18年小林市条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、「、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る。

附則第7項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「法附則第35条の2第6項の株式等」を「法附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に改める。

附則第8項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第9項及び附則第10項を削り、附則第11項を附則第9項とし、附則第12項を削り、附則第13項を附則第10項とし、附則第14項を附則第11項とする。

附則第15項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第16項を削り、附則第17項を附則第13項とし、附則第18項を附則第14項とし、附則第19項を附則第15項とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の小林市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。